

# 1月のごみ収集日について（お知らせ）

1月のごみ収集日程は、下記の通りとなっていますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

## ◆1月のごみ収集日予定表（日付は1月の収集日です）

地区名	越河 斎川 大平	大鷹沢 白川 小下倉	大鷹沢田中	福岡 小原	市街東北本線 東側	鷹巣	市街東北本線 西側
ペットボトル (第1曜日)	8日(火) に変更です	7日(月)	4日(金)	10日(木) に変更です	4日(金)	7日(月)	9日(水) に変更です
びん類 (第2・第5曜日)	15日(火) に変更です	15日(火) に変更です	11日(金)	17日(木) に変更です	11日(金)	15日(火) に変更です	16日(水) に変更です
缶 (第3・第5曜日)	22日(火) に変更です	21日(月)	18日(金)	24日(木) に変更です	18日(金)	21日(月)	23日(水) に変更です
プラスチック (第3曜日)	22日(火) に変更です	21日(月)	18日(金)	24日(木) に変更です	18日(金)	21日(月)	23日(水) に変更です
もやせないごみ (第4曜日)	29日(火) に変更です	28日(月)	25日(金)	31日(木) に変更です	25日(金)	28日(月)	30日(水) に変更です
紙類	火 8・15・ 22・29	月 7・21・28	金 4・11・ 18・25	木 10・17・ 24・31	金 4・11・ 18・25	月 7・21・28	水 9・16・ 23・30
もやせるごみ	火・金 4・8・ 11・15・ 18・22・ 25・29	月・木 7・10・17・21・24・28・31		月・水・木 7・9・10・16・17・ 21・23・24・28・ 30・31		火・水・金 4・8・9・11・ 15・16・18・ 22・23・25・ 29・30	

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の午前8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れて出してください。
- ごみ袋は中身がこぼれないように**しっかり口を結び**、簡単に解けないように出してください。**テープ止めは禁止です。**
- 祝日などに伴う収集日の変更について  
年始の閉庁日および祝日に伴い、越河・斎川・大平、大鷹沢・白川・小下倉、福岡・小原、鷹巣、市街東北本線西側地区の資源ごみ（ペットボトル、びん類、缶、プラスチック）、もやせないごみの収集日が上記の通り変更になります。お間違えのないようご注意ください。

### ☆飼えない犬・猫の引き取り日のお知らせ

●日時 1月10日(木)、24日(木)11:00~11:30(時間厳守) ●場所 健康センター前

#### 〈注意事項〉

犬を登録している方は、鑑札(小判形)をご持参ください(保健所の職員が来るまで待っていただくことがあります)。猫の場合は、必ず麻袋(土のう袋は不可)など、丈夫な袋に入れてください。また、届け出書が必要となりますので印鑑をご持参ください。

#### ※飼うことができない犬や猫をなくすために考えていただきたいことです

平成18年度に県内の保健所において、飼い主からの所有権放棄で引き取った犬が1,309頭、猫が7,954頭おり、その大部分が子犬や子猫で行政により殺処分されています。

飼っている犬や猫に子どもを産ませ、その子犬や子猫を育てることは飼い主にとって大きな喜びですが、一方でいろいろな事情からどうしても飼うことができない場合もあり、産まれた子犬や子猫などの扱いに悩む人も意外に多いようです。その結果、安易に捨てたり放置(放棄)したりといった行為が見受けられます。最終的にこのような犬や猫は保健所へと引き取られ、新たな飼い主が見つからない場合には殺処分されます。

こうした「不幸な命」を増やさないためにも、新たに飼っていただける方を探したり、また、不妊や去勢手術などの繁殖制限措置を行ったりすることも飼い主の思いやりではないでしょうか。

近隣の人たちに迷惑を掛けないようにし、最後まで責任と愛情を持って飼うように心掛けましょう。

☎生活環境課 ☎22-1314

## 国民年金は皆さまの暮らしを守ります

☎大河原社会保険事務所 ☎0224-513111・市民課 ☎22-1312

### ●老後だけではない保障

国民年金は、老後の生活保障だけでなく、病気や事故で障害者となつてしまったときや、一家の働き手が亡くなったときなど、突然陥る不測の事態の生活を保障する役割を持っています。

- 老齢基礎年金 年をとったとき
- 障害基礎年金 病気や事故で重い障害が残ったとき
- 遺族基礎年金 18歳未満の子どもを残して働き手がなくなったとき

### ●保険料を納められないときは

月々の支払いが困難な学生や、20代の方を対象にした納付猶予制度があります(申請が必要)。

- 学生納付特例 学生のため所得が少なく、納付が困難なとき
- 若年者納付猶予 30歳未満で所得が少なく、納付が困難なとき

### ●特例や猶予を承認された期間は、障害年金などの保障が受けられるほか、将来の老齢年金のため、後で余裕ができたときに追納することができま

す。

### ●社会保険事務所からのお知らせ

20歳以上60歳未満の方で、退職や転職により国民年金に変わる場合は、届け出が必要です。

届け出をしていない方には文書で勧奨を行います。それでもなお届け出がない場合は、将来の年

金受給権確保のため、職権により国民年金の加入手続きを行い、ご案内と納付書をお送りしています。

### ●老齢年金を受給されている方へ

老齢基礎年金や老齢厚生年金、老齢年金、通算老齢年金を受け取っている方に対して、1月末までに社会保険業務センターから「公的年金等の源泉徴収票」を送付します。源泉徴収票には、平成19年中に支払われた年金額や、源泉徴収された所得額、社会保険料の金額(介護保険料)、控除の内容などが記載されています。確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

### ●確定申告が必要な方

・2つ以上の年金支払者に対して扶養親族等申告書などを提出している方

・年金以外にも給与などの所得がある方

・社会保険料控除や医療費控除、生命保険料控除などを受けようとする方

※遺族年金や障害年金は課税対象外であるため、源泉徴収票は送付されません。また、年途中で亡くなられた方も送付されません。亡くなられた方の源泉徴収票が必要な場合は、社会保険事務所までお問い合わせください。

## 県道・市道の美化活動のサポーターとして「みやぎ生活協同組合白石店」が認定されました

宮城県および本市が管理する道路の、ボランティアによる美化活動を支援する事業「みやぎスマイルロード・プログラム(県道)」「しろいしサンキューロード・プログラム(市道)」サポーターに、「みやぎ生活協同組合白石店」が認定されました。

11月12日に市庁舎で行われた認定式には、菅原正義店長をはじめ3名の皆さんが出席。村井大河原土木事務所長と風間市長より、それぞれ認定書が交付されました。



▲11月12日に行われた認定式

●サポーターになるには? ボランティア活動に意欲があり、良好な道路環境づくりに積極的に取り組んでいただける方であれば、どなたでも参加できます。

☎建設課 ☎22-1326

——思いやりのある良質で信頼される医療を目指して——

## 公立刈田総合病院紹介



☎公立刈田総合病院 ☎25-2145

### 仙南地域医療対策委員会研修会

11月9日、仙南信用金庫3階「しんきんホール」において、仙南地域医療対策委員会主催の研修会が開催されました。今回は、「がん治療と緩和ケアを地域で進めていくために」をテーマに、4名の講演があり、約100名が参加しました。

#### 演題「これからのがん医療」

当院 杉山副院長

#### ●地域がん診療拠点病院の指定

平成14年から指定を開始し、次の要件などを満たす病院が指定された。

- ・専門的医療体制を有する緩和医療を提供する体制。
- ・ほかの医療機関との連携、協力体制を有する。
- ・専門医、専門看護師等が配置されている。
- ・地域に適切に情報を公開、提供する。

#### ●当院の取り組み

東北大学病院をはじめ、宮城県がん診療連絡協議会と協力して、標準的治療を実施する体制を整えた。

宮城県では7個所の病院が指定されているが、当院は県南地域唯一の拠点病院として、がん医療の標準化、緩和ケアの充実、地域との連携強化に努めている。

#### ●まとめ

今後、在宅支援を地域で推進していくためには、地域の医師、訪問看護師、保健師、薬剤師などが連携して、在宅で必要な医療処置を受けられるような体制の整備を図る必要がある。



▲講師の杉山克郎先生